

令和8年7月16日

恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）に関する意見募集

総務省は、恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）を作成しました。

つきましては、本改正案について、令和8年7月17日（金）から同年8月20日（木）までの間、意見を募集します。

1 改正の概要

総務省政策統括官（恩給担当）においては、令和8年4月から個人番号を利用した情報連携を開始し、恩給等請求手続をオンラインでも行えるようにすることによって、恩給関係請求手続を行う者の利便性向上を図ることとしています。

こうした中、恩給関係請求手続において恩給証書（紙媒体の書類）の添付を求めていることが、恩給関係請求手続のオンライン完結を妨げ、恩給関係請求手続を行う者の手続負担となることから、恩給関係請求手続を行う者の手続負担軽減と利便性向上のため、恩給関係請求手続において恩給証書の添付を求めないこととします。

また、これに合わせて、恩給又は国会議員互助年金に係る手続を行う者の手続負担軽減を図るため、恩給又は国会議員互助年金に係る証書等（紙媒体の書類）の添付又は返還を求めている全ての手続について、その返納を求めないこととします。

本件は、これまで恩給証書等の損傷により恩給証書等の再交付を申請する場合に、当該損傷した恩給証書等を添付する必要がありましたが、これを不要とするための改正等を行うものです。

2 意見公募手続

(1) 意見募集対象

恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）（別紙1）

(2) 意見提出期間

令和8年7月17日（金）から同年8月20日（木）まで＜必着＞

（郵送による提出の場合は、締切日の消印まで有効とします。）

詳細については、意見公募要領（別紙2）を御覧ください。

(3) 参考資料

恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）の概要（別紙3）

3 資料の入手方法

本改正案については、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。また、総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室（総務省第2庁舎

5階)において閲覧に供するとともに配布します。

4 今後のスケジュール

施行予定日 : 令和8年10月1日

連絡先

総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室

担当：御所窪補佐、田中主査、内海官

電話：03-5273-1306（直通）

E-mail：onkyukikaku1_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

○総務省令第 号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百四十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。）を実施するため、恩給給与細則等を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

総務大臣 林 芳正

恩給給与細則等の一部を改正する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(恩給請求書類の様式) 第四条 [略] 2 恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。)第二条ノ七第三項若しくは第五項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、第十条ノ四、第十条ノ五、第十条ノ七第一項、第十条ノ八、第十条ノ九第二項、第十条ノ十第一項、第十条ノ十一、第十条ノ十二、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十三条ノ三第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十六条ノ二又は第十六条ノ三の規定により総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上に「総代者」と明記することを要する。 3 [略] 4 [略] [削る] 第七条 [略] (恩給請求の却下) 第八条 [略] (恩給証書等の誤りの訂正) 第九条 [略] (支払通知書が還付されたときの取扱い) 第十条 [略] (支払開始日) 第十一条 [略] (生存の確認) 第十二条 [略] (恩給証書又は裁定通知書の再交付) 第十三条 規則第三十六条の規定により恩給証書又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別紙第五十五号書式に準じて再交付申請書を作り、これを総務省に差し出すことを要する。 [削る] (加算に関する勤務日誌) 第十四条 [略]	(恩給請求書類の様式) 第四条 [同上] 2 恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。)第二条ノ七第三項若しくは第五項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、第十条ノ三、第十条ノ四、第十条ノ五、第十条ノ七第一項、第十条ノ八、第十条ノ九第二項、第十条ノ十第一項、第十条ノ十一、第十条ノ十二、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条ノ二第二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十三条ノ三第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十六条ノ二又は第十六条ノ三の規定により総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上に「総代者」と明記することを要する。 3 [同上] 4 [同上] (恩給証書の交付) 第七条 総務省において、規則第二十六条ノ二に規定する裁定告知書を交付した後恩給証書を作成したときは、これを権利者に交付するものとする。この場合において、権利者は裁定告知書を総務省に返納することを要する。 (恩給請求の却下) 第八条 [同上] (恩給証書等の誤りの訂正) 第九条 [同上] (支払通知書が還付されたときの取扱い) 第十条 [同上] (支払開始日) 第十一条 [同上] (生存の確認) 第十二条 [同上] 第十三条 [同上] (恩給証書又は裁定通知書の再交付) 第十四条 規則第三十六条の規定により恩給証書(裁定告知書を含む。以下この条及び次条において同じ。)又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別紙第五十五号書式に準じて再交付申請書を作り、これを総務省に差し出すことを要する。 2 前項の場合において、恩給証書又は裁定通知書を損傷したときは、申請書に当該損傷した恩給証書又は裁定通知書を添付することを要する。 (加算に関する勤務日誌) 第十五条 [同上]

備考
表中の「」の記載は注記である。

第四十四号書式

年金の受給に関する申立書	
(次の該当する番号に○印をつけてください。)	
私(扶助料請求者)は、下の表の年金を	
(1) 受けている。 (2) 受けていない。	
((1)受けている。)に○をつけた方は、下の表の受けている年金の種類番号に○印をつけ、 該当の年金請求書(年金額改定通知書又は年金給付通知書でも可)の写しを添付してください。)	
年金制度	年金の種類(年金コード)
恩給法	1 普通恩給 2 増加恩給 3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金(1150) 2 障害厚生年金(1350) 3 老齢年金(0130) 4 障害年金(0330)
国民年金法	1 障害基礎年金(1350, 2650, 5350, 6350) 2 障害年金(0620)
船員保険法	1 老齢年金 2 障害年金
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	1 退職共済年金 2 障害共済年金
旧地方公務員等共済組合法	3 退職年金 4 減額退職年金
旧私立学校教職員共済法	5 障害年金
旧農林漁業団体職員共済組合法	
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金 2 退職料 3 障害年金 4 増加退職料 5 傷病年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金 2 障害年金
旧執行官法	1 普通恩給 2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金 2 障害年金 3 公務傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1 障害年金

(○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。)

基礎年金番号	
年金コード又は証書記号番号	
1 証書の発行機関	
権利取得年月	年 月
年金コード又は証書記号番号	
2 証書の発行機関	
権利取得年月	年 月

上記のとおり申し立てます。
年 月 日
申立者氏名

第四十四号書式

年金の受給に関する申立書	
(次の該当する番号に○印をつけてください。)	
私(扶助料請求者)は、下の表の年金を	
(1) 受けている。 (2) 受けていない。	
((1)受けている。)に○をつけた方は、下の表の受けている年金の種類番号に○印をつけ、 該当の年金請求書の写し(年金額改定通知書又は年金給付通知書でも可)を添付してください。)	
年金制度	年金の種類(年金コード)
恩給法	1 普通恩給 2 増加恩給 3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金(1150) 2 障害厚生年金(1350) 3 老齢年金(0130) 4 障害年金(0330)
国民年金法	1 障害基礎年金(1350, 2650, 5350, 6350) 2 障害年金(0620)
船員保険法	1 老齢年金 2 障害年金
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	1 退職共済年金 2 障害共済年金
旧地方公務員等共済組合法	3 退職年金 4 減額退職年金
旧私立学校教職員共済法	5 障害年金
旧農林漁業団体職員共済組合法 (特例年金給付)	1 特例退職共済年金 2 特例障害共済年金 3 特例障害農林年金 4 特例退職年金 5 特例減額退職年金 6 特例障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金 2 退職料 3 障害年金 4 増加退職料 5 傷病年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金 2 障害年金
旧執行官法	1 普通恩給 2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金 2 障害年金 3 公務傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1 障害年金

(○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。)

基礎年金番号	
年金コード又は証書記号番号	
1 証書の発行機関	
権利取得年月	年 月
年金コード又は証書記号番号	
2 証書の発行機関	
権利取得年月	年 月

上記のとおり申し立てます。
年 月 日
申立者氏名

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令の一部改正）

第二条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和三十一年総理府令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改 正 後	
(法律第七十七号附則第三項等の規定により改定すべき扶助料の請求手続) 第三条 法律第五十五号附則の規定により恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の年額の扶助料を給された者が、法律第七十七号附則第三項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第四号書式）に前条第三号に規定する厚生労働大臣の<u>確認書</u>を添えて公務員の本属庁を経由して、これを総務大臣に差し出すものとする。 〔削る〕 〔削る〕 2 〔略〕	
(法律第七十七号附則第三項等の規定により改定すべき扶助料の請求手続) 第三条 法律第五十五号附則の規定により恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の年額の扶助料を給された者が、法律第七十七号附則第三項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第四号書式）に<u>次の書類</u>を添えて公務員の本属庁を経由して、これを総務大臣に差し出すものとする。 一 法律第五十五号附則の規定による扶助料の裁定告知書 二 前条第三号に規定する厚生労働大臣の<u>確認書</u> 2 〔同上〕	改 正 前

備考 表中の「」の記載は注記である。

（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第三条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
(互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書の再交付) 第十条 〔略〕 〔削る〕	(互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書の再交付) 第十条 〔同上〕 2 前項の場合において、互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を損傷したときは、申請書に当該損傷した互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を添えることを要する。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

意見公募要領

1 意見公募対象

恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別添報道資料「1 改正の概要」のとおり

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/>) の意見提出フォームから御提出ください。

※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは4 MB までとなっています。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： onkyukikaku1_atmark_soumu.go.jp

総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式と

する場合は、担当までお問合せください。。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 20MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒162-8022 東京都新宿区若松町 19-1

総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和 8 年 7 月 17 日（金）から同年 8 月 20 日（木）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室

担 当：御所窪補佐、田中主査、内海官

電 話：03-5273-1306

電子メールアドレス：onkyukikaku1_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省政策統括官（恩給担当）

恩給管理官室 あて

郵便番号

（ふりがな）

住所（所在地）

（ふりがな）

氏名（法人又は団体名等）（注１）

電話番号

電子メールアドレス

「恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１ 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

恩給給与細則等の一部改正について

令和 8 年 7 月

総務省政策統括官（恩給担当）

1. 改正の概要

総務省政策統括官（恩給担当）においては、請求者の手続負担軽減のため、令和 8 年 4 月から個人番号を利用した情報連携の運用を開始し、また、同年10月から、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 7 年 6 月13日閣議決定）中、「第 4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に掲載されている恩給関係請求手続（以下「恩給関係請求手続」という。）をオンラインでも行えるようにすることによって恩給関係請求手続を行う者の利便性向上を図ることとしている。

こうした中、恩給関係請求手続において恩給証書（紙媒体の書類）の添付を求めていることが、恩給関係請求手続のオンライン完結を妨げ、恩給関係請求手続を行う者の手続負担となることから、恩給関係請求手続を行う者の手続負担軽減と利便性向上のため、恩給関係請求手続において恩給証書の添付を求めないこととしている。

また、これに合わせて、恩給等に係る手続を行う者の手続負担軽減を図るため、恩給証書等（紙媒体の書類）の添付又は返還（以下「返納」という。）を求めている全ての手続（オンライン化しない手続を含む。）について、その返納を求めないこととし、そのため、関係法令について所要の改正を行うこととしている。

本件は、これまで恩給証書等の損傷により恩給証書等の再交付を申請する場合には、当該損傷した恩給証書等を添付する必要があったが、これを不要とするための改正等を行うものである。

2. 改正する省令

- (1) 恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）
- (2) 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和31年総理府令第93号）
- (3) 旧国会議員互助年金法施行規則（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成18年総務省令第49号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和33年総理府令第41号）をいう。）

3. 改正の内容

2の省令の規定中、恩給証書等の損傷により再交付を申請する場合に求めていた、当該損傷した恩給証書等の添付を不要とするための改正等を行う。

その他規定の整理を行う。

4. 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日（予定）